# 平成21年度 定期監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査対象 上下水道局

(管理部)総務課、経営企画課、営業課·水洗化普及室

(技術部)施設課・水質管理室・水源管理センター・日永浄化センター、水道建設課、水道維持課、下水建設課

3 監査実施期間 平成21年7月14日から平成21年7月15日まで

4 監査結果報告 平成21年11月9日

# 監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)·対応状況

# 【営業課・水洗化普及室】

(1)現金等の管理について 郵便切手の管理について、郵便切手受払簿の残高と現在高が一致していないところが一部に見受けられた。今後、適正に受払いを記録し残高を確認するよう注意すること。【注意事項】	
(2)自動車運行日誌について 自動車運行日誌において、給油量の記載漏れ等が見受けられた。四日市市 上下水道局公用自動車等の管理及び使用に関する規程に基づき、運転者は 燃料の使用状況を正確に記載し報告するよう注意すること。【注意事項】	
(3)支出事務について 経費等の支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用されているが、原課契約工事費の支払いにおいて、工事完了認定日から支払時期までの事務処理が遅延しているものが一部に見受けられた。 期間内に適正な支出処理を行うよう注意すること。【注意事項】	(注意事項により回答不要)

# 【施設課・水質管理室・水源管理センター・日永浄化センター】

(1)業務委託契約について	(注意事項により回答不要)
業務委託契約の実績報告書に提出日の記載がないものがあったので、実績	
報告書の日付漏れがないよう注意すること。【注意事項】	

# 【水道建設課】

(1)支出事務について 業務委託の支出において、見積書に日付漏れが一部に見受けられたので、 見積書に日付漏れがないよう注意すること。 (注意事項)	(注意事項により回答不要)
(2)自動車運行日誌について 自動車運行日誌において、所属長の確認印が漏れているものが一部に見受けられた。四日市市上下水道局公用自動車等の管理及び使用に関する規程に基づき、自動車運行日誌に確認漏れがないよう注意すること。【注意事項】	(注意事項により回答不要)

# 【下水建設課】

- 1 0 1 - 11 11 11 11	
(1)旅費の支出について	【 措置済 】 平成21年 8月31日
市外日帰り旅費の支給にあたり、日当の算定誤りがあったので是正すること。	算定誤りにより過払いされた旅費を、適正に返還処理をした。
【是正改善事項】	

# 平成21年度 定期監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査対象 上下水道局

(管理部)総務課、経営企画課、営業課·水洗化普及室

(技術部)施設課・水質管理室・水源管理センター・日永浄化センター、水道建設課、水道維持課、下水建設課

3 監査実施期間 平成21年7月14日から平成21年7月15日まで

4 監査結果報告 平成21年11月9日

# 監査の結果(所見)

# 措置(具体的内容)·対応状況

# 【総務課】

共通(1)現金等の管理について 郵便切手の管理について、四日市市上下水道局文書取扱規程により、郵便 切手受払簿を作成して管理することになっているが、統一した様式が定められ ていないため、各課が独自の様式を使用して管理している。郵便切手の残高 を確認するため、その受払いを適正に記録するとともに、統一様式の作成を検 討すること。【検討事項】	
共通(2)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 時間外勤務について、年間360時間を超える職員が多く見受けられた。職員の健康管理の面から、上下水道局全体で労務管理の徹底と業務の効率 化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向け引き続き努力すること。【努力要望事項】	【継続努力】 平成22年 5月 7日 職員の健康管理等のために、日常業務の中で各職員が相互に応援体制をとれるよう配慮するとともに、情報の共有化を図るなど、より一層の縮減に努めていく。
(1)財産の使用許可について ア 水道事業で土地を個人又は自治会等に通路やごみ集積場などとして無償で使用許可しているが、住民に対し十分な説明責任が果たせるよう、管財課と協議のうえ、早急に減免に関する基準の作成を検討すること。【検討事項】	【検討中】 平成22年 5月 7日 現在、固定資産税減免の解釈基準を参考にし、不特定多数の公益のために使用するものについては免除扱いとしているが、まずは、局としての基準づくりを明文化し、管財課へも提言を行いながら、市全体のルールづくりに早急に取り組んでいく。
イ 下水道事業で土地を個人に宅地として有償で使用許可しているが、既にかなりの年数を経過しているものが見受けられた。このような使用許可についても課題を整理し処理方針について検討すること。【検討事項】	【検討中】 平成22年 5月 7日 ご指摘のケースは非常に稀なケースであり、個別対応が必要となるべき案件である。このケースについては使用当事者の事情も十分斟酌する必要があることから、引き続き状況把握に努めながら交渉を継続し、善後策を検討していきたい。

### (2)簿外資産について 【検討中】 平成22年 5月 7日 **青道等の水路敷で使用する用途のないものを払下げしているが、簿外資産** 平成21年度分から一年間の払下げ件数については、資産評価も含めて を売却する場合、資産評価した時点で固定資産に計上して、売却した記録を リストにて管理することとした。 残すこと。【検討事項】 なお、固定資産(台帳)への計上については未実施のため、経営企画課 と調整しながら、その手法について検討していく。 (3)振替休日・代休について 【措置済】 平成22年 3月31日 職員が休日等に勤務した場合における振替休日や代休の取得について、労 週休日の振替について、職員の労働安全衛生の確保を図る観点から、 |働組合と協議のうえ、明確な基準を作成すること。【検討事項】 人事第15号(平成7年4月5日付け)通知と同内容にて実施することを労働 組合と協議し、合意確認書を取り交わした。 平成22年 5月 7日 (4)公用車の事故について 継続努力】 上下水道局全体で年間数件の車両による事故が発生している。職員の公用 朝礼時等に交通安全及び運転規範の徹底を確認することをはじめとし 車運転に対する注意を喚起し、車両による事故を起こさないよう努力すること。 て、安全運転管理者及び副安全運転管理者等による交通法規の遵守等に 【努力要望事項】 ついて職員研修を行うなど、安全運転に対する職員の意識向上に努めて 1614。 (5)負担金について 【 継続努力 】 平成22年 5月 7日 日本水道協会三重県支部に対する負担金については、毎年、年会費の合 日本水道協会三重県支部の役員会や総会等の場において、事業内容の |計額を超える繰越金があるので、事業内容や会費の見直し等を働きかけるよう|検討や会費の見直しを含めたあり方についての問題提起をしていく。 努めること。【努力要望事項】 【継続努力】 平成.22年 5月 7日 (6)おいしい水道水のPRについて 本市の地下水を原水とするペットボトル飲料水「泗水の里」を、市制111周年 市役所共済会売店・地場産業振興センターでの販売や市のイベント等で 記念ラベルで販売したが、今後においても本市のおいしい水道水のPRを積極のPRを行っているところであるが、さらにイベントや会議での利用を拡大し 的に行うため、「泗水の里」を有効に利用すること。【努力要望事項】 ていくため、関係各課への働きかけを行っていく。

### 【経営企画課】

共通(2)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について	【継続努力】 平成22年 4月 1日
ア 時間外勤務について、年間360時間を超える職員が多く見受けられた。職	
	をとれるよう配慮するとともに、情報の共有化を図るなど、より一層の
1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	縮減に努めていく。
望事項】	
	【継続努力】 平成22年 4月 1日
イ 特に、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況	労働基準法・労働安全衛生法など労務管理制度を十分理解・認識し、課
が見受けられるため、早急にこれを解消するための対応策を検討すること。【検	全体での事務分担の適正化、応援体制の見直しを行い、時間外勤務の縮
	減に努める。
	"" " " " " " " " " " " " " " " " " " " "

## (1)受水費の見直しについて

本市の水道水源は、地下水を原水とする自己水源と木曽川用水系、三重用水系及び長良川水系からの受水によって賄っているが、県と責任水量や契約単価等について協議を行い、最も効率的かつ効果的な受水に努めるとともに、受水費の軽減に努めること。【努力要望事項】

# 【 措置済】 平成22年 4月 1日

平成21年度に県と受水料金の単価改定について協議を行った結果、平成22年度からの受水料金は引き下げられ、受水費の軽減が図れた。

### 【営業課・水洗化普及室】

### 共通(1)現金等の管理について

郵便切手の管理について、四日市市上下水道局文書取扱規程により、郵便切手受払簿を作成して管理することになっているが、統一した様式が定められていないため、各課が独自の様式を使用して管理している。郵便切手の残高を確認するため、その受払いを適正に記録するとともに、統一様式の作成を検討すること。【検討事項】(営業課)

# 措置済 】 平成 21年 8月 1日

上下水道局総務課より、郵便切手受払簿の統一様式が定められたのを受け、平成21年8月1日に従前様式から新様式に移行し、管理、確認を行っている。

### | 共通(2)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務について、年間360時間を超える職員が多く見受けられた。職員の健康管理の面から、上下水道局全体で労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向け引き続き努力すること。【努力要望事項】

# 【継続努力】 平成22年 5月 7日

平成20年度は、下水道使用料の遡及請求問題処理という特別な事由があったが、今後は、事業の平準化をさらに図ることで職員の健康管理に努める。

# (1)未収金の管理について

水道使用料等の未収金については、現在、収入調定単位で管理しているが、名寄せした世帯単位の管理も併せて行うことにより、効率的な取り組みが期待できるため、未収金の管理の手法として検討すること。【検討事項】

# 【 継続努力 】 平成 22年 5月 7日

現在は、世帯ごとの滞納整理を行う際には手処理で実施しているが、今後は世帯ごとの滞納管理の必要性も見極めた上で、システム改造を検討していく。

## (2)委託契約について

収納業務の委託については、チェックポイントを明確にして委託内容の点検 を厳格に行い、委託先への牽制を働かせることが大切であり、また、委託の成 果等を検証すること。【検討事項】

# 【 措置済 】 平成 21年 11月 1 日

平成22年3月末の委託契約期間満了に伴い、次期委託先の募集時に委託内容等を見直した。また、委託の成果については随時検証している。

## (3)補助金の交付について

合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、浄化槽法に基づき年1回 浄化槽補助の交付条件に年1回の法定検査を義務づけており、補助通の法定検査を行うことを補助金交付の条件としているが、法定検査の受検率が知文書にパンフレットや啓発文書を添付、交付後にも受検を促す啓発措置低い中、交付条件が遵守されていない可能性がある。補助金の効果の観点がを講じている。受検率を向上させるため、浄化槽の既設置者に対しては浄ら、交付条件が完全に履行されるような方策を検討すること。【検討事項】 (化槽管理システムにて未受検者を把握し指導、啓発に努める、また、新規

# 【 継続努力 】 平成22年 5月 7日

浄化槽補助の交付条件に年1回の法定検査を義務づけており、補助通知文書にパンフレットや啓発文書を添付、交付後にも受検を促す啓発措置を講じている。受検率を向上させるため、浄化槽の既設置者に対しては浄化槽管理システムにて未受検者を把握し指導、啓発に努める。また、新規設置者には補助申請書に当該検査を受検する誓約書を添付していただく。 また、補助金交付時の送付文書に、法定検査や保守点検などの誓約文書のコピーを添付するなど、補助条件が履行されるような方策を検討している。

## (4)業務棚卸表の指標について

業務棚卸表において「公平な調定を行う」ための活動指標を漏水発見に伴う の確保を測る活動指標として設定することが適切かどうか検討すること、【検討 事項】

### 平成 21年 11月 6日 【措置済】

活動指標として設定することは適切でないため、平成21年度から除外し |収入調定の更正件数としているが、宅内での漏水の発見件数を調定の公平性| た。 併せて「公平な調定を行う」業務自体も目的達成に必要な主な手段か ら削除した。

### (5)受益者負担金の滞納について

下水管の敷設に伴い、各戸に汚水桝が設置されるが、受益者負担金の支払 |いがなされなかった場合でも、汚水桝の使用は可能となっている。公平性の原|ものであるが、汚水桝は下水道への入口になる施設で下水道法による建物 則から不納欠損処分等を行う際には、公平性を担保する方法について検討す ること。【検討事項】

#### 【継続努力】 平成22年 5月 7日

受益者負担金は下水道事業に対する応分の負担を土地所有者に求める | 所有者に水洗化義務を課するためには、不可欠な公共施設である。従っ て、滞納者へはきめ細かい交渉を続けることで滞納の原因を把握して不納 欠損処分等に不公平を生じないようさらに努力する。

## 【施設課・水質管理室・水源管理センター・日永浄化センター】

# 共通(2) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務について、年間360時間を超える職員が多く見受けられた。職 員の健康管理の面から、上下水道局全体で労務管理の徹底と業務の効率 |化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向け引き続き努力すること。 | 努力要 望事項】

### 【継続努力】 平成22年 5月 7日

時間外勤務については、極力抑制するように努めているが、業務量の増 大により時間外勤務が増えているため、健康管理に留意しながら、効率的 に業務を遂行するように指導に努めます。

# (1)地下水の取水協力費について

東員町への取水協力費について、東員町(自治会)に対しては平成20年度 |から支払いを取り止めることとし、土地改良区に対しては、引き続き、支出する こととしている。協力費の積算にあたっては、過去の経緯や市町間の心情も十 分に研究、考察し、早期に前向きな結果を出し、住民に対し十分な説明責任 が果たせるよう努めること。(努力要望事項)

#### 継続努力】 平成22年 5月 7日

取水協力費についての取水関係検討会議を平成21年9月に上下水道 局内で立ち上げ、行政区域外にある取水施設に係る地元協力対策のあり 方等を研究するとともに、地下水取水に伴う影響調査を実施中であり、ま た、東員町及び地元関係者と継続して協議を行っている。

## (2)水質検査について

水道事業は、水の安定的な供給を通じて、市民の快適な暮らしを支えており、 |水源地、配水池や給水栓等の水質検査を定期的に実施している。今後、より 一層水質の安全性の確保に努め、市民が安心して水道水が飲めるよう、水質 情報の提供にも努めること。【努力要望事項】

### 【継続努力 】 平成22年 5月 7日

検査結果については、引き続き市広報やホームページなどで情報提供に 努めるとともに、水源周辺の河川水質等についても水質の監視を継続し、 市民が安心して使用できる安全かつ良質な水道水の供給に努めます。

## (3)配水施設等の耐震化について

配水池等の耐震化については、災害時におけるライフラインとしての役割が 果たせるよう新しく策定される第2期水道施設整備計画に基づき、計画的な整 備に努めること。【努力要望事項】

# 「継続努力 】 平成22年 5月 7日

平成20年度までに全ての配水池等の耐震診断を実施した。その結果を 基に策定した第2期水道施設整備計画に基づき、関係各課と協議を行い ながら計画的に耐震化を実施いたしたい。

## (4)業務棚卸表の指標について

下水道事業における業務棚卸表の2桁コードにかかる目標及び実績がすべ て100%となっているが、現在設定している指標について、その目標を達成し た場合には、新たな指標の設定を行うなど、適切な活動指標の設定を行うよう 検討すること。【検討事項】

#### 措置済 平成21年10月30日

目標達成に必要な手段のうち、下水道事業の汚水については、放流水 質・汚水処理設備の能力・下水汚泥の資源化のためのリサイクル量を、また |雨水についてはポンプの適切な管理のための降雨時の機器不具合数·ポ ンプ設備の排水能力について具体的な数値を活動指標として設定した。

## (5)燃料等の保管について

下水道事業の雨水ポンプ場の敷地内で燃料の盗難事故があったが、燃料は 適正量を保有するとともに、盗難等の事故が発生しないよう保管体制について「向の変更及びカメラ作動中の表示を新設し、さらに早目の燃料補充に努め も検討すること。【検討事項】

#### 平成21年 8月 5日 【 措置済 】

屋外燃料タンクの給油口に盗難防止ナットを設置し、防犯カメラの撮影方 るとともに、油量計のアラーム設定を異常減量に対応するよう改良した。

# 【水道建設課】

共通(2) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務について、年間360時間を超える職員が多く見受けられた。職 員の健康管理の面から、上下水道局全体で労務管理の徹底と業務の効率 |化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向け引き続き努力すること。 【努力要 望事項】

#### 継続努力 平成22年4月30日

時間外勤務に関し、職員の健康管理面から縮減に努めておりますが、事 |業量が増加する中で、事務分担の見直しや日常業務において、各職員が 相互に応援体制が取れる組織づくりに配慮するとともに、課内、係会議によ り情報の共有化を図り、効率的な事務の執行に一層努力いたします。

# (1)配水管布設替について

|水の安定的な供給を確保するため、新しく策定される第2期水道施設整備計 |画の中で、老朽化した配水管の計画的な更新等に努めること。 | 努力要望事

#### 継続努力 】 平成22年4月30日

第2期水道施設整備計画に基づき、昭和44年以前に布設された配水管 を対象に緊急性、経年数、重要性を考慮し計画的に布設替を行い、経年 管の更新に努力いたします。

## (2)鉛給水管布設替について

家庭等に引き込む給水管の一部に使用されている鉛管の取替の未処理のも 水の安全性に対する市民の期待に応えるべく、引き続き更新計画に基づき、 計画的に鉛給水管の解消に努めること。【努力要望事項】

# 継続努力 】 平成22年4月30日

鉛給水管取替計画に基づき、事業の効率化を進めるため、設計委託の |のが1万1千件余残っている。その取替には多額の費用が見込まれるが、水道|積極的な活用のほか、単価契約の手法等工夫を図り、事業進捗率の向上 に一層努力いたします。

### 【水道維持課】

共通(2)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務について、年間360時間を超える職員が多く見受けられた。職員の健康管理の面から、上下水道局全体で労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向け引き続き努力すること。【努力要望事項】

【 継続努力 】 平成 22年 5月 7 日

時間外勤務に関しては、前々から職員の健康管理等により縮減に努めているところであるが、全体的な事務量が増加傾向にある中で、四日市市上下水道施設情報管理システムの入替時期にあたり業務量が増えたことなどにより時間数が増加した。今後とも、日常業務の中で各職員が相互に応援体制をとれるよう配慮するとともに、外部委託も含め、情報の共有化を図り、効率的な事務の執行に一層の努力をいたしたい。

### 【下水建設課】

共通(2)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務について、年間360時間を超える職員が多く見受けられた。職員の健康管理の面から、上下水道局全体で労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向け引き続き努力すること。【努力要望事項】

【 継続努力 】 平成22年 5月 7日

定期的な課内会議等により情報の共有化を図り、職員間の連携を進め事務の効率化を高めていく。時間外が30時間/月、45時間/月を超えると予想される職員は、その都度「時間外レポート」の事前提出を義務づけた制度を利用して、時間外勤務の適正化に努める。また残業の事前申請を徹底し、内容の明確化を行い業務の効率化を図る。

(1)工事の安全性、品質について

下水道事業の土木工事を中心に全国的に低落札の傾向が続いている。 7月から変動型最低制限価格制度を実施しているが、健全で安定した業 者を育成するとともに、工事の安全性を確保し、工事の質の低下を招か ないよう努めること。【努力要望事項】

【 継続努力】 平成22年 5月 7日

定期的に請負業者の施工体制点検(現場技術者等の確認及び一括下請けに関するチェック)を行い、工事の安全性の確保、工事の品質の低下を招かないよう努めている。

(2)業務委託契約について

業務委託契約について、平成20年度において件数で168件、総額で20億円を超える契約が一者単独随意契約となっており、中には一者で6億円を超える工事委託も2件含まれている。委託先、委託方法等について今後適宜見直しを行うなど、適正な執行管理に努めること。【努力要望事項】

【 検討中 】 平成22年 5月 7日

東海旅客鉄道、三岐鉄道㈱、日本下水道事業団等の一者単独随意契約 以外選択の余地のないものを除き、他都市の状況を適宜確認するなどして 検討していきたい。